

岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例施行規則

(制 定 平成 23 年 8 月 30 日 岡山県規則第 47 号)

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（平成二十三年岡山県条例第二十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

第二条 条例第十条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- 二 当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの目的及び内容

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る事項)

第三条 条例第十条第二項及び第十一条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該申出の年月日
- 二 当該申出をした保護者の氏名、住所
- 三 当該携帯電話インターネット接続役務を利用する青少年の氏名及び生年月日

(指導及び勧告)

第四条 条例第十五条の規定による指導は指導書（様式第一号）により、勧告は勧告書（様式第二号）により行うものとする。

(立入調査員の指定)

第五条 条例第十六条第一項の規定により立入調査等を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定する者とする。

- 一 県民生活部及び保健福祉部の職員
- 二 県民局、児童相談所及び保健所の職員
- 三 教育庁、教育事務所及び県立高等学校（県立中等教育学校の後期課程を含む。）の職員
- 四 警察職員

(公表の方法)

第六条 条例第十七条第一項の規定による公表は、岡山県公報への登載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第七条 条例第十七条第二項の規定による意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）における意見陳述は、知事が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出してするものとする。

- 2 意見の陳述をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(意見陳述の機会の付与の通知)

第八条 知事は、条例第十七条第二項の規定により意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）の七日前までに、その旨を当該公表に係る事業者等に通知しなければならない。

- 2 知事は、前項の場合において、公表に係る事業者等の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名又は名称、意見書の提出期限及び提出先（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）並びに知事が同項の規定による通知に係る書面をいつでもその者に交付する旨を県庁前の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、当該掲示を始めた日から十四日を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第九条 前条第一項の通知を受けた者（同条第二項の規定により当該通知が到達したものとみなさ

れた者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(意見陳述の機会の期日の変更)

第十条 当事者又はその代理人は、やむを得ない理由があるときは、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時の変更を知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時を変更することができる。
- 3 知事は、前項の規定により意見書の提出期限又は出頭すべき日時を変更したときは、その旨を当事者又はその代理人に通知しなければならない。

(口頭による意見陳述の録取)

第十一条 知事は、第七条の規定により口頭による意見陳述を認めたときは、その指名する職員に当該意見陳述を録取させなければならない。

- 2 前項の規定により意見陳述を録取する者(次条及び第十三条において「意見録取者」という。)は、当該意見陳述の日時の冒頭において、予定される公表の内容及び公表の根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を当事者又はその代理人に説明しなければならない。

(意見陳述調書)

第十二条 意見録取者は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書(次項及び次条において「意見陳述調書」という。)を作成し、これを当事者又はその代理人に確認した上、当該当事者又はその代理人に記名押印を求めなければならない。この場合において、当該当事者又はその代理人が記名押印を拒否したときは、意見録取者は、その旨を記載しておかななければならない。

- 一 意見陳述の件名
- 二 意見陳述の日時及び場所
- 三 意見録取者の職名及び氏名
- 四 意見陳述に出頭した当事者及びその代理人の氏名及び住所
- 五 当事者及びその代理人の意見陳述の要旨
- 六 証拠書類等が提出されたときは、その目録
- 七 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

- 2 意見陳述調書には、書面、図画、写真その他意見録取者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

(意見陳述調書の提出)

第十三条 意見録取者は、口頭による意見陳述の終結後速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

(意見書の不提出等)

第十四条 知事は、正当な理由なく、第八条第一項の提出期限までに意見書が提出されない場合又は同条第二項に規定する出頭すべき日時に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会を与えることを要しない。

(その他)

第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。